



読書コーナー

余命10年

著者:小坂 流加



20歳で数万人に1人という難病の肺動脈性肺高血圧症を患い、余命10年を宣告された主人公 茉莉の物語です。同じ病室で過ごした亡くなった患者からビデオカメラを「生き続けて」と託されます。避けられない死を静かに受け入れるため、もう恋はしないと誓っていましたが、ある日、同窓会で再会した同級生の和人に心惹かれていきます。2人は次第に心を通わせ、茉莉は在宅でウェブライターの仕事を始め、和人も「焼き鳥屋 げん」で働き始めます。季節が移り変わる様子を茉莉は愛おしそうにビデオに記録し続けました。

しかし、茉莉の病気は少しづつ悪化の一途を辿っています。和人は病気が治癒すると信じており、グレンデで茉莉に指輪を渡してプロポーズしますが、茉莉は自分の病気は治らないことを告げ、一緒にいられないと離れ離れになってし

まいます。

茉莉はがむしゃらに「自分の人生を楽しむ」ことを信念に生き続け、するはずのなかった最後の恋をして生涯を終えます。悲しさよりも人生の切なさ、人の儂さを強く訴えかける内容です。

著者である小坂流加さんは、この作品の編集が終わり、刊行を待たずに主人公 茉莉と同じ病でこの世を去ってしまいます。

私が今、余命を宣告されたらどうなるのか。自分に置き換えてみても実感できません。生まれたからには誰にでも訪れるのが「死」ですが、私たちはいずれ死ぬことを頭で理解していても、普段から現実的なものとして受けとめていません。

10年という年数は、何かを成すには短過ぎ、迫りくる死に耐えるには長過ぎます。主人公 茉莉が10年をどのように生きていくのか。理性的に受け止める一方、感情的にもなります。茉莉の心象と行動が切なく響きます。

普通に就職して普通に働いて、普通に結婚して家庭を持つ。この「普通」というものがどれだけ貴重で大切なもののかを思い知らされた一冊でした。

(文責:奈良)

将军の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

『将军の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみたて、『将军の日』と命名されました。

先行経営Tasseiを行いませんか!

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること！」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を、実際にしていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から

かなた新聞

高橋税経グループ
かなた税理士法人
■かなた税理士法人 Tel:027-361-5568
■株群馬M&Aセンター Tel:027-364-8040 ■相続手続支援センター群馬 Tel:027-363-5959
〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:<http://www.takahashi.co.jp/> E-mail:info@takahashi.co.jp



所長挨拶

盛夏の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

近年、Chat GPT をはじめとする生成AIが話題になっています。

日経新聞の取材班によりますと、2019年公開の「Chat GPT-2」の知能は幼稚園児程度だったのが、20年の「GPT-3」では小学生並みとなり、23年の「GPT-4」では早くも賢い高校生の域へ成長したそうです。

試しに今年の2月に東大の理系数学の入試問題を解かせたところ零点だったのが、5月に公開された「GPT-4o」では得点24点にまで高まったそうです。

この段階で、もうすでに私の手の届かないレベルまで行ってしまっています。

それではこの先生成AIはどこまで行くのだろうと思っていた矢先、中国政府の生成AIに関する方針というものが届きました。それは、生成AIは世界のあらゆる情報を取り寄せ学んで知能を発展させている。

その中には膨大な言語情報が含まれるわけだが、言語は思考方法やイデオロギーのベースになるものであるから、米国で開発された生成AIは当然に自由主義的知能を持つはずだ。

それは中国にとって望ましいものではないから、中国では習

近平の言語録など中国独自の言語情報を学ばせた生成AIを開発すべきだ、というものでした。

なるほどもともな話で、今後生成AIにも自由主義者や共産主義者、はたまた独裁主義者の知能を持ったものが現れるのでしょうか。

そんなことを考えているうちに、昔観た映画「2001年宇宙の旅」を思い出しました。

「2001年宇宙の旅」は、1968年に天才映画監督スタンリー・キューブリックによって作られた映画で、リヒャルト・シュトラウス作曲の「ツアルトウストラはかく語りき」の冒頭のトランペットとティンパニの印象的な掛け合いで始まります。(おっと、音楽好きがつい横道に逸れてしまった)

その映画の最終場面で、宇宙船のオペレーションを司る自立型コンピュータ「HAL」が宇宙船を支配しようとして人間と戦い、ついにはその機能を喪失させられる場面があります。

この時はかろうじて人間側の勝利に終わったのですが、この先ものすごい勢いで成長するAIを人間は制御し続けられるのか。

日経新聞の取材班は、「テクノロジーを制御する手綱は決して手放さない。人類と地球の命運を決めるのは私たちの知性と理性だ」と結んでいますが、人類は便利さと引き換えに難しい選択を迫られる世界を作ってしまったような気もします。

今日は「海の日」が、来月は「山の日」がやって来ます。テクノロジーが進展する難しい世界から時には離れて、自然の中で心を開放する時間を作るのも大切な事だと思います。でも熱中症には十分気を付けて。

皆さまのご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。



- P1 所長挨拶・目次
P2・3 税務トピックス
P3 Q&A

- P4 読書感想文
P4 将軍の日
P4 編集後記



かなた税理士法人 ~税務TOPICS~

知らないと損する!?

お金や税金ニュース

【定額減税】控除しきれない場合に支給される「調整給付」とは?

今年6月から実施される「定額減税」により、企業や給与担当者には多大な事務負担が発生し、各方面で対応に追われています。扶養家族の人数によって減税額も変わりますが、その減税額が所得税や住民税から控除しきれない場合に、「調整給付」によって給付金を受け取ることが可能です。

「調整給付」とは

「調整給付」とは、定額減税の額を所得税や住民税から控除しきれない場合に、その差額が自治体から給付される制度です。「調整給付」については、自治体によって6月以降に順次実施予定であり、給付額は次ページの算式のように計算されます。

(1)「所得税分控除不足額」の算出方法

$$\text{定額減税可能額} \\ 3万円 \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) - \text{令和6年分推計所得税額(減税前)} \\ = \text{令和5年分の所得税額(区算定)} = \text{①所得税分控除不足額}$$

(2)「個人住民税分控除不足額」の算出方法

$$\text{定額減税可能額} \\ 1万円 \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) - \text{令和6年分} \\ \text{個人住民税(減税前)} = \text{②個人住民税分控除不足額}$$

「調整給付額の算出方法」

$$\text{①所得税分控除不足額} - \text{②個人住民税分} \\ \text{控除不足額} = \text{調整給付額} \\ (1万円単位で「切り上げて」算出)$$

(引用:江戸川区ホームページより「定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付)」)
たとえば配偶者と子2人を扶養する納税者について、令和5年の所得に基づく所得税が7万2千円、住民税が2万5千円の場合は、以下のように給付額が計算されます。

■定額減税可能額

- ・所得税:3万円×4人=12万円
- ・住民税:1万円×4人=4万円

■調整給付額の計算

- ① 所得税分控除不足額:12万円-7万2千円=4万8千円
- ② 個人住民税分控除不足額:4万円-2万5千円=1万5千円
- ③ 調整給付額:①+②=6万3千円→7万円(1万円単位で切上げ)

令和7年に「追加給付」が行われる場合も

「調整給付」に関しては、令和6年分の所得税を令和5年分と同額と推計し、見込額として支給されます。そのため、令和6年中に扶養家族が増えた場合や、令和5年に比べて所得が減少した場合には、当初の調整給付額では不足するケースもあるでしょう。その際には、令和7年にその不足分が「追加給付」される予定です。

(※反対に当初の調整給付額が過大となる場合には、返還する必要はありません。)

定額減税額を所得税や住民税から控除しきれない場合には、「調整給付」を受け取ることが可能です。

ただし自治体によっては、各個人が申請手続きを行わなければならないケースもあるため、申請漏れにならないよう注意してください。

Q & A コーナー 「どうしよう?」にお答えします!



Q 近年の労働基準行政においては過重労働対策に重きが置かれており、労働者に対する安全や健康に対する配慮義務が強く求められていると聞きます。加えて、事業場の労働者数が常時50人以上になると、労働安全衛生法の中で実施が求められる事項があるとのことです。どのような内容でしょうか。

A 労働者数が50人以上の事業場において実施が求められている事項は、衛生管理者の選任・報告、衛生委員会の開催、産業医の選任・報告、ストレスチェックの実施・報告、定期健康診断結果報告書の提出の5点です。詳細は下記解説をご参照ください。

(解説)

1. 常時50人以上の労働者を使用する事業場とは

まず常時雇用する労働者の定義を確認します。労働安全衛生法の対象となる「労働者」とは、原則、労働基準法と同じとされています。次に「常時使用する」とは、企業の通常の状況により判断するとされており、臨時に雇い入れた場合や欠員を生じた場合は労働者の数に変動が生じたものとして取り扱う必要はないものの、パートタイマー・アルバイトであっても臨時の雇入れでなければ、常時使用する労働者数に含める必要があるとされています。

そして、労働安全衛生法は職場で働くすべての労働者の安全を守る法律であることから、派遣労働者を受け入れている事業場は、常時雇用する労働者数に派遣労働者を含めて算出することになります。例えば、事業場で雇用している労働者数が45人で、派遣労働者が5人いる場合には、合計50人となります。

2. 労働者50人以上の事業場で実施が求められている事項

労働者数が50人以上の事業場において実施が求められている事項は、以下の5点です。

- ・衛生管理者の選任・報告
- ・衛生委員会の開催
- ・産業医の選任・報告
- ・ストレスチェックの実施・報告
- ・定期健康診断結果報告書の提出

この中で、衛生管理者の選任については、業種を問わず選任する必要があります。50人以上の事業場が複数ある場合は事業場ごとに選任することになります。選任後、衛生管理者が休業等やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理の選任が必要です。その際、代理者の資格については、通達(昭和23年1月16日 基発第83号、昭和33年2月13日 基発第90号)で、以下のように示されています。

1.衛生管理者の資格を有する者がいれば、その者に代理させること

2.上記によることが不可能または不適当な場合は、保健衛生の業務に従事している者または保健衛生の業務に従事した経験のある者

また、同じ通達の中で、衛生管理者が長期にわたって職務を行うことができない場合には、別に衛生管理者を選任することとされています。そのため、衛生管理者が育児休業や介護休業などの取得で長期休業に入る場合については、別に選任する必要があります。

